

平成 20 年度

第1回 天草地域自立支援協議会資料

日時：平成20年7月23日（水） 午前10時から

会場：天草市民センター 展示ホール

(1) 天草地域自立支援協議会の運営方針（案）について

1 平成19年度自立支援協議会のときの検討課題

- 専門部会の設定について
 - ・身体、知的、精神の障害種別ごとになっているが、障害種別では分けられない場合もある。
- 専門部会の構成メンバーについて
 - ・事業所が入っていない部会がある。
- 専門部会の進め方
 - ・具体的な進め方が分からない。

2 運営会議（事務局会議）での協議経過報告

運営会議参加者（相談支援事業者（4事業者）、各市町障害福祉担当者）

開催日	協議内容
H20.3.12（水）	・第1回協議会の内容（検討課題）について確認 ・専門部会の構成メンバーについて ・専門部会の進め方について
H20.4.11（金）	・専門部会構成メンバーについて ・協議会設置の周知及び協力依頼について ・部会設置の内容について
H20.5.14（水）	・周知及び協力依頼用の資料の検討 ・専門部会の設置案（4つの部会）の検討
H20.6.12（木）	・天草地域自立支援協議会の説明資料の検討 ・今後の進め方について（7月に協議会全体会を開催する）
H20.7.9（水）	・自立支援協議会 全体会の進め方について ・天草地域自立支援協議会の組織構成について

3 運営会議（事務局会議）での協議結果

運営会議では、自立支援協議会の設置について再確認を行い、目的を次のとおりまとめました。

1 設置の背景

障害者自立支援法（以下「法」という。）は、障害のある人が普通に暮らせる地域作りを目指し平成18年4月に施行され、法の目的として、以下図1の内容が定められています。

【図1】

障害者自立支援法の目指すもの

（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（抄））

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成18年4月に施行された。
- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。



障害の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援事業の充実が不可欠であり、その中核的な役割をなす自立支援協議会を強化する必要がある。

2 相談支援の理念

法の目的である障害者の地域生活を支援するためには、障害者等の多様なニーズにきめ細かく対応することが必要になりますし、相談支援事業を軸としながら地域の支援体制を構築し、障害者等からの相談に応じ、それぞれの問題について必要な情報の提供や助言を行い、必要な障害福祉サービス等につなげていくことが必要となります。このことの積み重ねが、障害のある人の個人の尊厳と社会、経済、文化活動への参加の機会の保障へとつながっていくと考えます。

3 相談支援の体制

相談支援事業は、市町村が実施主体として、その責務を負うことになります。しかし、市町村の職員のみで相談支援を提供することは困難であることから、専門性や継続性を確保する観点から指定相談支援事業者に委託して実施しています。また、サービスの適切な利用を支える相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会による連携を強化してネットワークの質を高めていくことが重要であると考えます。

4 天草地域自立支援協議会組織図（案）

障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指す

※ 身近で安心できる相談支援体制を自立支援協議会で構築し、地域全体の支援力を高める。

市町・県等へ提案

全体会議

・地域関係者に対する普及啓発、地域関係者との課題

構成メンバー：

地域関係者、行政、関係
機関の代表者

報告

提案

運営会議

・協議会全体の方向性や日程等
について核となるメンバーで
協議、定例会の準備。

構成メンバー：

行政、相談支援事業者

定例会

・相談支援事業者の報告を中心
とした地域の現状・課題等につ
いて、地域の関係者で定期的
に情報を共有する。（報告会）

構成メンバー：

行政、相談支援事業者、
関係機関の担当者

専門部会

・専門分野における継続的な調査検討、
研究、連絡調整、課題別検討会等議論
を深める。

※ 必要に応じて専門部会を追加、分化、統合
していく。

※ また、必要に応じてメンバーの追加や入れ
替えも随時行う。

構成メンバー：

行政、相談支援事業者、
課題ごとに地域の中核的
な関係者

報告・提案

課題等

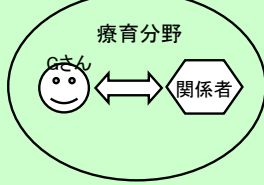
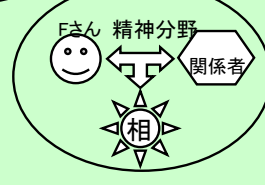
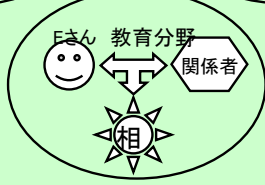
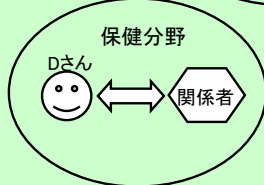
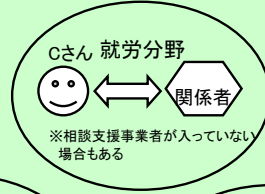
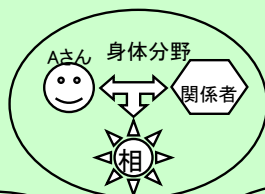
支援を行う上での
ニーズ・課題・
困難事例 等

個別支援会議

・個人の課題を解決するため、個別支援計画、支援
体制の役割分担を調整・地域課題の確認

構成メンバー：

行政、相談支援事業者、
各関係機関の担当者、
その他必要とされる人



【参考】 前回(H20.2.19開催)天草地域自立支援協議会の資料

天草地域自立支援協議会イメージ図

天草地域自立支援協議会(全体会議)

多種多様な地域の関係者で構成し、地域の課題や

報告

運営会議 (相談支援事業所・市町等)

- ・地域の情報やニーズ・課題の整理
- ・社会資源の開発・改善について全体会に提案
- ・新たな課題・ニーズに対しての専門部会の設置等を検討

相談支援から
見えてきた

専門部会

障害別、課題別など専門的な協

- ※ 必要に応じて専門部会を追加、分化、統合していく。
- ※ また、必要に応じてメンバーの追加や入れ替えも随時行う。

身体障害専門部会

- ・関係者との連携について
- ・困難事例の対応について
- ・課題解決に向けた取組み

知的障害専門部会

- ・関係者との連携について
- ・困難事例の対応について
- ・課題解決に向けた取組み

精神障害専門部会

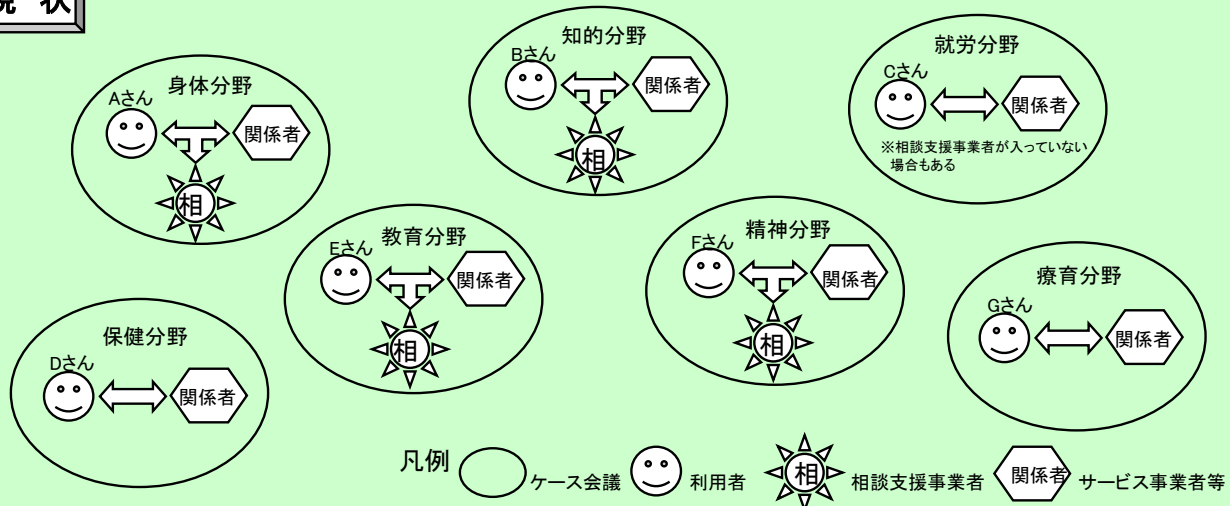
- ・関係者との連携について
- ・困難事例の対応について
- ・課題解決に向けた取組み

専門部会で協議を積み重ねることで、地域の連携・協働の意識が深まり、地域の相談支援力が高まる。

支援を行う上での
ニーズ・課題・
困難事例 等

現状

関係者(サービス事業者等)が



5 定例会の運営方針(案)

ニーズに最も近く、地域ニーズが集約される立場にある相談支援事業者の活動報告を中心に、行政や参加者からの情報を関係者が共有する場。定期的に開催。

主催：相談支援事業者（4事業者）、各市町

参集対象：天草地域の障害福祉サービス事業者及び関係機関の実務担当者（別紙参照）
参加については、日程等の都合で参加できない場合等もあるので、関係機関に任せる。
共有の場の機会を均等にするため、案内は全ての関係機関に行う。

※ 情報共有の効果として、
・地域生活の実態、課題、社会資源の状況を参加者（天草地域の関係者）で確認することができる。
・実際の事例対応のノウハウが参加者に伝わることで参考になり、他の事例に生かされる。

※ 情報共有の留意点

・個別支援会議の結果を報告するのみにとどめ、解決できない困難事例は地域の課題として認識してもらう。
個別支援会議の支援のあり方や役割分担についての協議の場とはしない。
（事例の支援にかかわりのない関係機関も参加しているため、無責任な発言や現実離れしたあるべき論が語られ、結果として支援の方向性が散漫になる可能性があるため。）
このような内容は個別支援会議で対応する。

6 専門部会の運営方針(案)

地域の課題について、議論を深める場。課題解決に向けた調査研究や施策提案等具体的な結果を出す。

主催：相談支援事業者（4事業者）、各市町

参集対象：専門部会構成機関（実務者レベル）
参加については、必要と思われる関係機関に案内を行う。

※ 基本となる部会として、次の4つの部会を設置する

- (1) 児童部会
- (2) 就労部会
- (3) 地域生活部会
- (4) 困難事例部会

※ 課題に応じて、定期的、あるいは集中的に開催する。

※ 必要に応じて、専門部会（プロジェクト）の追加や統廃合を行う。

(2)天草地域自立支援協議会規約の改正(案)について

天草地域自立支援協議会 規約（案）

（設置）

第1条 天草地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条に掲げる基本的理念を尊重しつつ、障害者（児）の生活の質の向上を目指し、関係団体等が連携を深めることにより、天草地域における障害者（児）の福祉の向上に寄与することを目的として設置する。

（定義）

第2条 この規約において、委託相談支援事業者とは、天草地域2市1町が共同で実施している障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という）第77条第1項に規定する事業（以下「委託相談支援事業」という。）の委託を受けた指定相談支援事業者のことをいう。

2 この規約における用語の意義は、前項に定めるもののほか、自立支援法の例による。

（協議事項）

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1） 地域の関係機関によるネットワーク構築
- （2） 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別のケア会議を必要に応じて随時開催するものとする。）
- （3） 地域の社会資源の開発及び改善
- （4） 委託相談支援事業の評価
- （5） その他必要と認められる事項

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に該当する関係団体等であって、別表1に掲げる団体の代表により構成する。

- （1） 指定相談支援事業者
- （2） 障害福祉サービス事業者
- （3） 保健・医療関係者
- （4） 教育関係者
- （5） 障害者関係団体
- （6） 雇用関係機関
- （7） 各種相談員及び民生委員児童委員
- （8） 行政機関

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

（協議会の開催）

第6条 協議会は、会長が招集するものとし、年1回開催する。ただし、特に必要と認められる場合に臨時に開催することができる。

(定例会の設置)

第7条 協議会は、地域の現状・課題について、地域の関係者が情報を共有する機会を確保するため、定例会を設置し、定期的を開催するものとする。

(運営会議の設置)

第8条 協議会は、障害者（児）の福祉に関する課題等の整理をし、協議会の方向性や各会議の日程調整、専門部会の追加及び統廃合などの検討を行うため、運営会議を設置する。

2 運営会議は、委託相談支援事業者及び市町村等で構成する。

(専門部会の設置)

第9条 協議会は、地域の課題解決に向けた検討を行うため、次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(1) 児童部会

(2) 就労部会

(3) 地域生活部会

(4) 困難事例部会

(5) その他必要に応じて設置

2 前項に定める部会を構成する者は、課題ごとの地域の中核的な者とし、定例会又は運営会議で選定するものとする。

3 部会は、委託相談支援事業者が運営するものとする。

4 部会は、活動報告及び課題の検討結果を協議会に報告するものとする。

5 その他必要に応じて専門部会の追加及び統廃合を行う。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、代表市町障害福祉主管課において処理する。

(報酬等)

第11条 協議会及び部会の委員は、無報酬とする。

(費用の負担)

第12条 協議会の開催に関わる経費は、2市1町で協議して負担する。ただし、部会の開催に係る経費は、委託相談支援事業者が負担する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年2月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年7月23日から施行する。

天草地域自立支援協議会規約 新旧対照表

新	旧
【追加】 (定例会の設置) 第7条 <u>協議会は、地域の現状・課題について、地域の関係者が情報を共有する機会を</u> (専門部会の設置) 第9条 <u>協議会は、地域の課題解決に向けた検討を行うため、次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。</u> <u>(1) 児童部会</u> <u>(2) 就労部会</u> <u>(3) 地域生活部会</u> <u>(4) 困難事例部会</u> <u>(5) その他必要に応じて設置</u> 2 前項に定める部会を構成する者は、<u>課題ごとの地域の中核的な者とし、定例会又は運営会議で選定するものとする。</u> (運営会議) 第8条 協議会は、障害者（児）の福祉に関する課題等の整理をし、<u>協議会の方向性や各会議の日程調整、専門部会の追加及び</u> 2 (略) (事務局) 第10条 (略) (報酬等) 第11条 (略) (費用の負担) 第12条 (略) (委任) 第13条 (略)	(専門部会の設置) 第7条 協議会は、障害者（児）の福祉に関する課題等を検討し、困難な事例に対応するため、次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。 (1) 身体障害部会 (2) 知的障害部会 (3) 精神障害部会 2 前項に定める部会を構成する者は、会長が別に定める。 3 部会は、委託相談支援事業者が運営する (運営会議) 第8条 協議会は、障害者（児）の福祉に関する課題等の整理をし、新たな専門部会の設置等の検討を行うため、運営会議を設 2 運営会議は、委託相談支援支援事業者及 (事務局) 第9条 (略) (報酬等) 第10条 (略) (費用の負担) 第11条 (略) (委任) 第12条 (略)

天草地域自立支援協議会 定例会・専門部会構成機関(案)

No.	団体・事業者名	施設の種類	対象	備考	短期入所
1	天草地域振興局 福祉課	行政機関			
2	天草保健所 保健予防課	保健・医療関係			
3	天草市保健師(中央、東、西)				
4	上天草市保健師				
5	苓北町保健師				
6	天草病院				
7	酒井病院				
8	牛深保養院				
9	天草市教育委員会	教育関係機関			
10	上天草市教育委員会				
11	苓北町教育委員会				
12	天草郡市特別支援教育研究会会長				
13	天草養護学校				
14	苓北養護学校				
15	天草郡市地域精神障害者家族会	障害者関係団体			
16	白い雲の会				
17	当事者の会「みつば会」				
18	天草市民生委員児童委員	民生委員児童委員			
19	上天草市民生委員児童委員				
20	苓北町民生委員児童委員				
21	ハローワーク(雇用指導官)	雇用関係機関			
22	高齢・障害者雇用支援協会(障害者雇用コーディネーター)				
23	天草整肢園	身障更生		入50	
24	苓龍苑	身障療護		入40	身・知・児・精
25	星光園			入80、通6	身・知・児
26	苓南寮	就移、就労B、施設入所支援		就移6、就労B54、入所60	
27	天草更生園	身障授産		入100、通13	
28	きずなの里	知的更生		入70	知
29	第二天草学園			入30	
30	苓山寮			入60	知
31	南海寮			入60、通25	知・児
32	湧水の里			入50	身・知・児・精
33	なぎさ寮			入60	知
34	第二苓山寮	知的授産		入30	
35	かしの木学園			通40	
36	本渡通勤寮	通勤寮		入20	
37	はまゆう療育園				身・知・児・精
38	翔洋苑短期入所生活介護事業所				身
39	特別養護老人ホーム 春光苑				身・精
40	天草学園				児
41	やじろべえ	就労B	身・知・精	利用20	
42	みやおみやおベーカリー	生活介護、就労B	知	生介6、就労B14	
43	すとりーはっと	就労A	知	就労A12	
44	障害者支援センターのぞみ	就労B	知	就労B20	
45	天草ポランの広場	自訓、就移、就労B	知・精	自訓20、就移6、就B30	
46	第2はまゆう療育園	児デイ	児	児10	
47	地域療育センターすくすく園		児	児10	
48	ヘルパーステーションJC24	居宅介護	身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
49	JALEYホク訪問介護事業所		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
50	村上会ひまわりヘルパーステーション		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
51	上天草市社会福祉協議会居宅介護事業所		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
52	大矢野町ホームヘルパーステーション		身・精	重度訪問○、通院乗降×	
53	姫戸町ホームヘルパーステーション翔洋苑		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
54	ニチイケアセンター大矢野		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
55	あまくさ農業協同組合		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	

天草地域自立支援協議会 定例会・専門部会構成機関(案)

No.	団体・事業者名	施設の種類	対象	備考	短期入所
56	ニチイケアセンター本渡	居宅介護	身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
57	春光苑訪問介護事業所		身・精	重度訪問○、通院乗降×	
58	梅寿荘ホームヘルパーステーション		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
59	天草市社協ヘルパーセンター河浦		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
60	天草市社協ヘルパーセンター牛深		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
61	天草市社協ヘルパーセンター御所浦		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
62	天草市社協ヘルパーセンター天草		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
63	天草市社協ヘルパーセンター本渡		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
64	天草市社協ヘルパーセンター新和		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
65	天草市社協ヘルパーセンター有明		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
66	ヘルパーステーション・はまなす		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
67	煌介護支援センター・イルカ		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	
68	セントケア天草		身・知・児・精	重度訪問○、通院乗降×	